

すべての取り組みは、
牛久の未来を担う
子どもたちのために

教育企画課☎内線3091

部活動の地域移行に向けて

今日、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えています。とりわけ、少子化が進展する中、生徒数の減少に伴い、単独で練習や大会出場のできない運動部活動が増加傾向にあることや、競技経験のない教員の部活動指導に係る負担、教員の働き方改革の問題などから、従前と同様の運営体制では部活動の維持が困難になってきており、学校や地域によっては存続の危機にあります。

部活動をサポート

牛久市では、平成17年度から市独自の取り組みとして「地域人材を活用した教育支援事業」を展開し、専門的な技術を持った市民が、学校の要望に応じて部活動をサポートしています。今年度は、体操、柔道、卓球、バスケットなどに10人が協力しています。

また、茨城県が令和元年7月に策定した「茨城県部活動の運営方針」を踏まえ、令和3年度から、下根中学校のバスケットボール部に部活動指導員を配置し、教員がいなくても部活動の指導や大会の引率ができるようにしました。これにより前年度まで同部の顧問をしていた教員の勤務時間外在校時間が大幅に削減されるとともに、生徒にとっては、専門的な指導を受けられるようになりました。今年度は、牛久第三中学校のテニス部などでも部活動指導員が活躍しています。

休養日の設定

「茨城県部活動の運営方針」では、部活動は生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、今後も計

学校部活動と地域部活動の違い

※地域部活動とは、学校教育における部活動とは異なり、地域で行うスポーツ活動のこと。

区分	学校部活動	地域部活動
運営主体	学校	民間のスポーツクラブ、市民団体等
対象	自校の生徒	地域の児童・生徒
主な指導者	教員、部活動指導員	地域のスポーツ指導者、保護者、退職教員、兼職兼業の許可を得た教師(指導を希望する教師)
活動日	平日、休日	休日(平日も可)
活動場所	学校	学校、地域の施設、クラブの施設等
活動時間	運営方針…平日2時間程度、休日3時間程度	運営方針に準拠して活動することが適切
運営費	部活動運営費、保護者会費等	受益者負担、地方自治体で減免
保険	日本スポーツ振興センター(学校で加入済み)	運営主体で、保険に加入
責任	学校	運営主体
参加可能な大会	中体連主催大会 学校単位で実施される大会	主催者が学校単位以外も参加を可とした場合
指導者の報酬等	休日部活動は特殊業務手当	運営主体が報酬額を決定
指導者の資格	教員、部活動指導員(指導員資格規定に準ずる)	運営主体が決定
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の多様なニーズに対応 少子化のため、運営体制の維持が困難 長時間勤務の要因 指導経験がない教員にとって多大な負担 	<ul style="list-style-type: none"> 運営団体の確保 地域人材の確保 平日と休日の協力体制 費用負担の在り方 大会参加の在り方 場所、道具、用具の使用の在り方 管理、指導する行政の所在の明確化

茨城県では、休日の部活動を、令和7年度末には、「県内のすべての中学校において地域に移行」していくことを目標としています。

画的に実施するものとしています。その上で、バランスのとれた生活と成長に十分配慮するため、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日はいずれか1日以上を休養日とすることとし、1日の活動時間については、平日は2時間程度、土曜日・日曜日は3時間程度とすることとしています。

また、学校は、各部活動が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を見直すことが示されました。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

しかし、休日の部活動を地域移行するにあたっては、部員数が少なく、チームが単独で組めない学校の生徒にとっては、合同チームとして競技を楽しめるなど大きなメリットもある反面、練習場所への移動や、運営費用の捻出のために保護者への受益者負担が発生するなどの課題もあります。